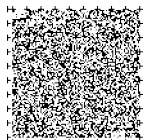


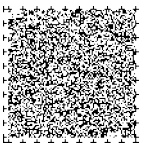
だい しょう けいかく すいしん しんこうかんり  
第4章 計画の推進と進行管理

だい けいかく すいしんたいせい  
第1 計画の推進体制

だい しんちよくじょうきょう かんり およ ひょうか  
第2 進捗状況の管理及び評価

だい けいかく だんりよくてきうんよう  
第3 計画の弾力的運用







## 第1 計画の推進体制

名古屋市の障害者施策を一体的に推進し、総合的な企画立案及び横断的な調整を確保するため、行政内部における各局相互間の緊密な連携・協力を図ります。

また、障害者の自立と社会参加に関する取り組みを社会全体で進めるため、市民や障害者関係団体、企業などとの幅広い協働に努めます。特に、障害者団体などが行っている活動は、障害者の自立及び社会参加に大きく寄与していることから、これらの団体などの活動との連携をより一層図ります。

## 第2 進捗状況の管理及び評価

「障害者基本法」に定める合議制の機関である障害者施策推進協議会において、この計画の進捗状況の管理及び評価を実施することとします。また、実施状況の評価については、障害者や家族をはじめとする関係者の意見や本市が行っている「行政評価」を参考にします。

## 第3 計画の弾力的運用

社会情勢の変化や国の障害者施策の動向などにより、この計画の変更の必要性が生じた場合は計画内容の見直しを行うなど、弾力的な運用を行うよう努めます。

